

国立研究開発法人産業技術総合研究所外部委員会委員等就任規程

制定 平成19年4月1日 19規程第17号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の外部の委員会の委員等への就任等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱依頼)

第2条 研究所の職員等を委員会又は学協会等の委員又は役職員へ委嘱をしようとする者（以下「依頼者」という。）は、企画本部長が別に定める必要事項を記載した書面（以下「委員等委嘱承諾依頼書」という。）を研究所に提出する。

(就任の要件)

第3条 研究所は、委員等委嘱承諾依頼書を受理した場合において、その内容を審査し、依頼案件が次の各号に掲げる要件のすべてに該当するときは、職員等の委員会又は学協会等の委員又は役職員への就任を承諾するものとする。

- 一 職員等の有する学術、技術、経験その他の専門的知識が、委員又は役職員の就任に適切であること。
- 二 就任する委員又は役職員が無報酬であること。
- 三 委員又は役職員の就任によって、職員等の本務の遂行に支障をきたすおそれがないこと。
- 四 委員又は役職員の就任によって、研究所の信用を傷つけ、研究所全体の不名誉となるおそれがないこと。

(委嘱の承諾)

第4条 研究所は、前条の審査の結果、職員等の委員会又は学協会等の委員又は役職員への委嘱を承諾しようとするときは、遅滞なく、その旨を依頼者に通知する。

(変更の依頼及び承諾)

第5条 依頼者は、委員等委嘱承諾依頼書に記載した事項を変更しようとするときは、企画本部長が別に定める必要事項を記載した変更書面を研究所に提出しなければならない。

2 第3条及び第4条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、その他委員会又は学協会等への委員又は役職員就任の取扱いに関する必要な事項は、研究所の関係者との協議により定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(外部委員会委員等就任要領の廃止)

- 2 外部委員会委員等就任要領（13要領第22号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に、前項の規定による廃止前の外部委員会委員等就任要領（以下「旧要領」という。）の規定によりされた申請、承諾その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申請、承諾その他の行為とみなす。
- 4 この規程の施行の際現にある旧要領の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（22規程第96号・一部改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年12月31日までの間における第2条及び第5条の適用については、それぞれ当該各条に規定する別紙様式第1及び別紙様式第2中「管理監」とあるのは「産学官連携推進部長」とする。

附 則（22規程第118号・一部改正）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（25規程第49号・一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第24号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第69号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令04規程第7号・一部改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。